

兵庫県後期高齢者医療広域連合平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合平成30年7月豪雨に係る後期高齢者医療保険料減免の特例に関する規則（平成30年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「損額」を「損害」に改める。

別表第2条第1号に該当する者の項中「から平成31年4月1日までの間」を「以降」に改め、「設定されているもの」の次に「及び平成31年度分の保険料額であって、平成31年4月から6月までの月割算定額」を加え、同表第2条第2号及び第5号に該当する者の項中「から平成31年4月1日までの間」を「以降」に改め、「設定されているもの」の次に「及び平成31年度分の保険料額であって、平成31年4月から6月までの月割算定額」を加え、「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第2条第3号に該当する者の項中「から平成31年4月1日までの間」を「以降」に改め、「設定されているもの」の次に「及び平成31年度分の保険料額であって、平成31年4月から6月までの月割算定額」を加え、同表第2条第4号に該当する者の項中「災害救助法が適用された日から平成31年4月1日までの間」を「、災害救助法が適用された日以降」に改め、「設定されているもの」の次に「及び平成31年度分の保険料額であって、平成31年4月から6月までの月割算定額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分及び平成31年度分の保険料に適用する。